仕様書

1. 業務名

スマートシティ推進計画策定支援業務委託

2. 業務の目的・背景

近年、全国の自治体において、人口減少、少子高齢化、自然災害の多様化・激甚化など、様々な社会課題に直面している。また、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携など行政が抱える課題も浮き彫りとなったところである。このような社会課題を抱える中において、各自治体には将来にわたって安定的な行政運営を行い、住民サービスの質を確保することがこれまで以上に求められている。

これらを解決する手段の一つとして注目されているのが、AI、IoTをはじめとする先端技術や各種データを活用した都市のデジタル化、「スマートシティ」の取組である。

本市では、令和4年3月に阪南市総合計画を策定し、行政手続きのオンライン化の促進などの行政のDX化に取り組むとともに、地域課題の解決や住民の暮らしの質(QOL)の向上を図るため、ICTを活用したスマートシティ戦略に取り組んでおり、令和12(2030)年までに南大阪を代表するスマートシティのモデル都市になることを目指している。

本業務は、本市が目指す「スマートシティ」の構築に向け、取組の基本となる「スマートシティ推進計画」の策定にあたり、本市の既存の各計画等との位置づけを整理するとともに、今後取り組むべき事業の分野や優先順位を検討、整理する作業のほか、機運の醸成などに必要な取組について、適切かつ効果的な実施手法の提案を求め、支援を委託しようとするものである。

3. 契約履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 基礎調查

ア 本市の現状と課題の整理・検討

これまでの本市における取組内容の成果・課題を確認する。併せて人口推計を含む 今後の将来予測や社会情勢を考慮した上で、本市の現状と課題を踏まえ、スマートシ ティの必要性と本計画策定の目的を整理・検討する作業について、専門的見地から提 案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行う。

イ 先進事例調査

スマートシティにおける国内・国外の潮流や最新の情報のほか、昨今の技術革新を 考慮した将来の見込みに基づき、本市のスマートシティの構築において参考にすべ き事例を調査し、取りまとめる作業について、専門的見地から提案を行うとともに、 必要に応じ、関連する資料の提供等を行う。

ウ 社会情勢の変化の整理・検討

スマートシティを取り巻く国内・国外の社会情勢の変化について、概況を整理・検 討する作業について、専門的見地から提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資 料の提供等を行う。

(2) ニーズの調査

次の各号に掲げる範囲でスマートシティに関するニーズ調査を実施する。また、調査手 法や調査対象の年齢層・居住地域等について、具体的に提案内容に含めるものとする。

ア 市内住民へのニーズ調査

市内在住の市民が阪南市に求める(期待する)スマートシティに関する取組について調査する。なお、幅広い年齢層を対象とし、地形や周辺環境を考慮したうえで、それぞれの居住地域を偏りなく調査することが望ましい。

イ 国民のニーズ調査

日本国民が魅力と感じ、住み続けたいと感じるスマートシティに関する取組について調査し、調査ターゲット等については提案に含めるものとする。

ウ 企業のニーズ調査

企業が魅力と感じる自治体のスマートシティに関する取組を調査する。

(3) 実現すべき施策の整理・検討

ア 重点施策の整理・検討

(1)(2)の調査結果を分析し、本市で取り組むべき施策を整理・検討する。

イ 担当課へのヒアリング

前号アで整理・検討した事業について担当課へヒアリング実施の上、課題の整理と解決策を検討する。

ウ 他の計画等との整合性の確認

大阪府スマートシティ戦略、阪南市総合計画、阪南市総合戦略及びその他関係する 計画と整合性の確認を行う。

エ ロードマップの検討

施策実現までのプランニングについて専門的見地から考察するとともに、必要に 応じ、関連する資料の提供等を行う。

オ 各ステークホルダーへの合意形成の取得支援

前号ア、イ、ウ、エで整理、検討した内容を計画へ落とし込むため、本市経営層へ

合意形成を図る説明資料を作成する。また、下記(4)の素案に対するパブリックコメントの実施にあたり、市民意見への回答を検討する。

- (4) スマートシティ推進計画 (素案)・骨子の提案
 - (1) ~ (3) を踏まえたスマートシティ推進計画 (素案)・骨子を提案する。

(5) 推進体制の構築支援

計画を円滑に進めるための推進体制構築への支援を行う。なお、支援内容については、 具体的に提案内容に含めるものとする。

例)他市町村での推進体制等の情報提供 庁内職員勉強会等の実施 推進委員会等の設置支援 等

(6) スマートシティ推進計画本編及び概要版の作成

- (4)の成果物に対して、パブリックコメントを踏まえ、本市で加筆・修正を加えた内容を取り入れ構成する。
 - ・本編 :縦A4サイズで作成
 - ・概要版:パワーポイントA3サイズ1頁又はA4サイズ2頁
 - ・本編及び概要版では、その内容が広く伝わりやすいデザインデータを用いること

(7) 事業の管理・報告

ア 業務の進捗管理

業務を円滑に進めるため、業務執行体制、業務スケジュール等を明記した業務計画 書を作成し、それに基づいて業務の進捗を管理する。

イ ミーティングの開催・運営

毎月の月初めにミーティング(WEB会議可)を実施し、業務の進捗状況を報告するとともに、協議等が必要な場合は、随時ミーティングを開催するなど連絡調整を図るものとする。また、ミーティング、その他協議を行った際は、議事録(要旨録)を受注者にて作成し、発注者に共有する。

5. 成果品の納品

(1) 成果品

- ア 阪南市スマートシティ推進計画 本編
- イ 阪南市スマートシティ推進計画 概要版
- ウ 本事業で作成した資料 (ニーズ調査資料) や議事録等
- エ その他、発注者が必要と判断したもの

(2)納品方法

ア 電子データ及び印刷物で納品すること、印刷物は以下の通りとすること

成果品	部数	印刷
阪南市スマートシティ推進計画 本編	100部以上	2色刷一部フルカラー
阪南市スマートシティ推進計画 概要版	200部以上	フルカラー

イ 電子データは、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること

(3) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務に係る著作者人格権を行使しないものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

6. その他

- (1)発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、 受注者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、 一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合 はこの限りではない。
- (4) 受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、受注者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受注者の責任により対処するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議し、その指示に従うものとする。